

2009年度 「福祉心理士」資格申請の手引き

学会認定資格「福祉心理士」資格認定委員会

福祉心理士の認定について

社会には様々な職業領域があり、そこに心理学の知見と技術が求められる領域がある。産業・労働、学校・教育、矯正教育、医療の領域、そして福祉の領域である。いずれの領域もそれぞれの領域に固有の問題が存在し、専門の人材が求められてきた。

すでに、いくつかの分野では専門の人材が心理士の資格のもとに活躍している。福祉の領域でも当然のこととして、その領域に関する心理的な問題を担当する人材の必要性が叫ばれていた。本学会も学会発足の時点から福祉心理士の認定問題が取りあげられ、かなりの時間をかけて検討が行われてきた。

この度、ここに福祉心理士の実現が可能になったことは、大変よろこばしいことと考えている。今後、福祉心理士資格所有者の増加と拡充によって、わが国の福祉が更なる発展を遂げることを期待するものである。

日本福祉心理学会理事長 佐藤泰正

目次

I 「福祉心理士」の資格認定申請の条件と類型	2
1. 資格認定	2
2. 類型と申請の条件	2
II 資格認定のための審査方法と手続き	3
1. 書類審査	3
2. 申請手続き	4
3. 認定審査料	4
4. 提出書類の作成および記入上の注意	4
5. 登録と公表	4
6. 資格の有効期間と資格の更新	4

資料

- 1) 福祉心理士資格認定制度規則
- 2) 福祉心理士資格申請手続き細則
- 3) 福祉心理士資格認定細則

付録：提出書類

W-1：「福祉心理士」資格認定申請書

W-2：履歴書

A-1：大学・大学院・研修会における「福祉心理学」関係単位修得申告書

B-1：大学・大学院・研修会における「福祉心理学」関係単位修得申告書

BC-1：福祉心理学に関する専門的実務経験の実績証明書

D-1：在職・授業担当証明書

D-2：福祉心理学に関する主要研究業績一覧、及び各概要（各200字程度書式自由）

その他 ・ 申請書類送付用封筒

・ 提出書類確認表の印刷された提出書類封入用封筒

・ 申請書受領葉書

・ 郵便振り込み払込書

・ IDカード写真用封筒

I 「福祉心理士」の資格認定申請の条件と類型

1. 資格認定

福祉心理士の資格認定は日本福祉心理士学会「福祉心理士」資格認定委員会が行います。本委員会は、「福祉心理士」資格認定制度規則に基づき、申請者から提出された諸書類について、福祉心理士の専門性と実践活動の資質を審査します。

また、福祉心理士の関わる業務は、個人のプライバシーや人権に密接に関係することから、資格申請に不正があった場合はもちろん、その後、不適切な行為があった場合には、資格認定委員会は認定した資格を取り消すことがあります。

なお、平成25年度より全類型に関して筆記試験も導入する予定です。

2. 類型と申請の条件

福祉心理士資格認定細則第2条～第4条に基づき、以下の4つの類型から一つのみを選択して申請してください。どの類型も、本学会の正会員あるいは準会員であることが基本要件です。

【A 類型】 学校教育法に定められた大学、大学院で表1に定めた指定科目*を履修し、合計32単位以上を修得し、卒業または修了したもの。ただし、指定科目に未履修のものがある場合、大学・大学院等の科目等履修生として、あるいは本学会が開催する研修会を受講して単位を修得したのも、この類型に該当します。

【B 類型】 申請時において、すでに社会福祉施設等での実務経験を3年以上有しており、学校教育法に定められた大学、大学院、専門学校、または本学会が開催する研修会で、①「心理学」、②「福祉心理学」もしくは「臨床心理学」、③「社会福祉学」、④「心理査定法」、⑤「カウンセリング（心理相談）」もしくは「心理療法」、⑥「発達心理」もしくは「児童心理」もしくは「障害者の心理」もしくは「高齢者の心理」、⑦「社会福祉援助技術」の必修指定科目7科目について各2単位以上を修得したものの。

【C 類型】 福祉の現場で凡そ10年以上にわたって相談、検査などにあたった経験があるもの。福祉関係で心理相談、心理検査、心理指導、あるいは心理療法などを行ったケース報告の提出が必要。

【D 類型】 福祉心理学に関して、A類型またはB類型と同等以上の能力と識見を有する人で、大学あるいは大学院で福祉心理学関連の授業科目の担当経験が3年以上あり、関連する著書・論文等の研究業績を5編以上有するもの。

表1 A類型の資格申請のために修得すべき指定科目

領域	科目および単位数
基礎科目	「心理学」、「福祉心理学」、「社会福祉学」のうち、2科目について、各2単位以上。
心理学関係科目	「臨床心理学」、「心理査定法」、「カウンセリング（心理相談）」、「心理療法」、「発達心理」、「児童心理」、「障害者の心理」、「高齢者の心理」のうち、4科目8単位を含み、合計12単位以上を修得していること。
社会福祉学関係科目	「相談援助」もしくは「精神保健福祉援助技術」の2単位を含み、合計12単位以上を修得していること。

* 必要単位合計は32単位である。

- * 心理学関係科目のうち2科目4単位、および社会福祉学関係科目のうち2科目4単位の計4科目8単位については、医療・保健関係科目(精神医学、神経内科学、リハビリテーション論、精神保健学などの科目)をもって代替できる。
- * 科目名は大学ごとに異なる場合があるので、指定科目および必修指定科目に内容が該当していると考えられる場合には授業内容を示すシラバスを必ず同封すること。

II 資格認定のための審査方法と手続き

「福祉心理士」資格認定のために下記のような書類と手順に基づき、審査を行います。申請の種類によって、提出書類と審査の方法が異なりますので、手引きに十分目を通した上で申請をしてください。

1. 書類審査

申請する各類型ごとに審査される内容が異なり、提出していただく書類も違っています。必要な書類と記載事項の漏れがないか、十分注意を払って作成してください。

【A 類型】

- 提出書類
- W-1 : 「福祉心理士」資格認定申請書
 - W-2 : 履歴書
 - 大学卒業・大学院修了証明書(先方の所定書式)
 - 大学・大学院・研修会等单位取得証明書 (先方の所定書式)
 - A-1 : 大学・大学院・研修会における福祉心理学関係単位修得申告書
 - シラバス (履修授業科目が本手引きに記載される名称とは異なるが、内容として該当すると思われる場合に提出してください。)

【B 類型】

- 提出書類
- W-1 : 「福祉心理士」資格認定申請書
 - W-2 : 履歴書
 - 大学・大学院・研修会等单位取得証明書 (先方の所定書式)
 - B-1 : 大学・大学院等・研修会における福祉心理学関係単位修得申告書
 - シラバス (履修授業科目が本手引きに記載される名称とは異なるが、内容として該当すると思われる場合に提出してください。)
 - B C-1 : 福祉心理学に関する専門的実務経験の実績証明書 (申請に必要な条件を満たすための証明が複数の施設・機関に渡る場合は、原版をコピーして使用してください。)

【C 類型】

- 提出書類
- W-1 : 「福祉心理士」資格認定申請書
 - W-2 : 履歴書
 - B C-1 : 福祉心理学に関する専門的実務経験の実績証明書 (申請に必要な条件を満たすための証明が複数の施設・機関にわたる場合は、原版をコピーして使用してください。)
 - 福祉心理に関するケース報告 (A4 版、4000 字程度、プライバシー保護には注意のこと)

【D 類型】

- 提出書類
- W-1 : 「福祉心理士」資格認定申請書
 - W-2 : 履歴書
 - シラバス : 福祉心理学関連の授業担当科目のシラバスを提出してください。
 - D-1 : 在職・授業担当証明書
 - D-2 : 福祉心理学関連主要研究業績 5 編、及びその概要 (各 200 字程度書式自由)

2. 申請手続き

「福祉心理士」の審査申請及び審査は原則として年1回行います。

- (1) 申請期間：2010年2月1日～3月31日（当日消印有効）
- (2) 申請方法：郵送による。
- (3) 審査期間：2010年4月1日～5月末日
- (4) 審査結果：2010年6月中に本人に通知予定

3. 認定審査料

20,000円

以下の郵便振り込み口座に納付し、受領証のコピーを申請書(W-1)の当該欄に貼付してください。

振込先 口座番号 00180-2-707667

加入者名 日本福祉心理学会福祉心理士資格認定委員会

4. 提出書類の作成及び記入上の注意

- (1) すべての提出書類は返却しせんので、ご了承ください。念のため、コピーを保存されることをおすすめします。
- (2) 写真は、縦3cm×横2.5cmの同一のものを2枚用意し、1枚は履歴書に添付してください。もう1枚は合格時に発行されるIDカード用ですので、裏面に氏名を記入し、同封の封筒に入れて提出してください。写真は正面、脱帽、背景なしの証明写真を提出してください。
- (3) 書類の受領等をお知らせする受領葉書には50円切手を貼り、申請者の住所・氏名を記入してください。

5. 登録と公表

審査を受けた人には、結果を通知します。審査に合格し、認定料（10,000円）を納付すると、日本福祉心理学会理事長より「福祉心理士」の資格認定証とIDカードが交付されます。そして、福祉心理学研究に公表します。

6. 資格の有効期間と資格の更新について

「福祉心理士」の資格の有効期間は5年です(学会員であること)。また、続けて資格の保有を希望する場合には「福祉心理士」資格認定手続き細則に基づき、所定の研修等を経た上で、5年ごとに更新する必要があります。